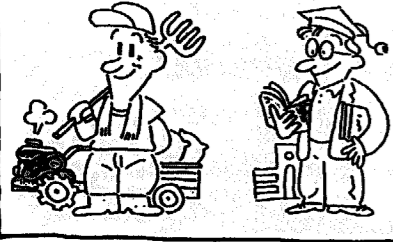


国民年金には 国民全員が加入します

日本国内に住む
20歳以上
60歳未満の人

第1号被保険者

農林漁業・商業・サービス業などの自営業の人、自由業の人、無職の人、20歳以上の学生、以上の人の奥さん。夫の扶養になっていない奥さんなど。



第2号被保険者

サラリーマンやOLは、厚生年金や共済組合に加入すると自動的に国民年金にも加入したことになります。



第3号被保険者

「扶養されている奥さん」とは、ご主人の健康保険証の被扶養者名欄に名前が書かれている奥さんです。夫が扶養になっている場合も同様です。



厚生年金や
共済加入の
加入者に
扶養されている
奥さん

学生も国民年金が守ります!

これまで国民年金の加入が任意だった学生も、平成3年4月から強制加入となりました。これは20歳になっても国民年金に加入していないと、将来満額の老齢基礎年金を受けられなかったり、万一在学中のけがや病気で障害者になったときに障害基礎年金が受けられない、といったことがないようにするためです。

20歳になったら、役場住民福祉課年金係で手続きをして、保険料を納めるようにしましょう。

また、学生は一般に所得がないため、保険料は親が納めている場合がほとんどです。そのため、親の負担が過大にならないように、親元世帯の所得状況によっては保険料が免除されます。具体的には、親元の各種控除後の所得が定める基準額を下回る場合は免除され、超える場合は免除されないというものです。それぞれの世帯の形態に応じて基準額が異なりますので、年金窓口までご相談ください。

こんなときは 届け出を

就職・退職・結婚などによって、加入者の種類が変わることがあります。届け出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、人生の節目節目には必ず届け出を行ってください。
※届け出を行う際、年金手帳・印鑑などの他に書類が必要な場合もありますので、届け出前に確認してください。



●国民年金についての詳しくは役場住民福祉課年金係まで!

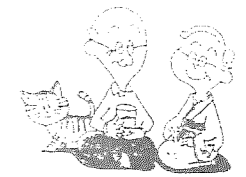
暮らしをささえる国民年金

日本人の平均寿命が伸びた現在、老後の生活になくてはならないのが“公的年金”です。年金を受けるためには、20歳になったら国民年金に加入し、きちんと保険料を納め続けることが大切です。年をとって老後のことが切実に感じられるよう

になってから、あるいは不慮の事故にあっってしまう、障害者・遺族になってからでは間に合わないのです。国民年金は、やがて誰にでも訪れる老後を安心して過ごせるように、世代間で助け合う制度なのです。

としをとったら老齢基礎年金

国民年金に加入し、保険料を納めた期間（免除期間、※カラ期間を含む）が25年以上ある人が、65歳になったときから受けられます。ただし、昭和5年4月1日までに生まれた人は、受給資格期間（表A）が短縮されます。



年金額 満額で78万5,500円

※保険料の納め忘れがある人は、次の式により年金額が減額となります。

$$785,500円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された月数} \times \frac{1}{2}}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (月)}}$$

受給資格期間(表A)及び加入可能年数早見表

生年月日 (大正15年4月2日以降)	受給資格期間 (年金を受けるために最低必要な期間)	加入可能年数 (満額の年金を受けるために必要な期間)
昭和5年4月1日以前	24年	28年
昭和6年4月1日以前	25年	29年
昭和7年4月1日以前		30年
昭和8年4月1日以前		31年
昭和9年4月1日以前		32年
昭和10年4月1日以前		33年
昭和11年4月1日以前		34年
昭和12年4月1日以前		35年
昭和13年4月1日以前		36年
昭和14年4月1日以前		37年
昭和15年4月1日以前		38年
昭和16年4月1日以前		39年
昭和16年4月2日以降		40年

※カラ期間とは…

昭和36年4月以後の次の期間で、受給資格期間にはなりませんが、年金額としては計算されません。

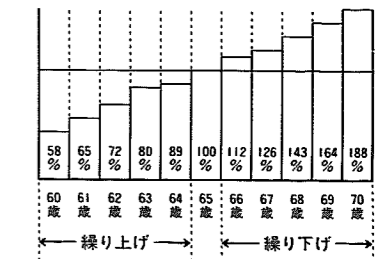
- ①サラリーマンの配偶者で任意加入していなかった期間（昭和61年3月まで）
- ②20歳以上で昼間部の学生だった期間（平成3年3月まで）
- ③20歳から60歳になるまでの間で海外に住んでいた期間
- ④厚生年金などから脱退手当金を受けていた期間

支給の繰り上げと繰り下げ

年金を65歳よりはやく受けたり、おそく受けたりすることができます。

繰り上げ請求
60歳～64歳でも受給開始年齢に応じて減額された年金を受けることができます。ただし、年金額は一生減額されたままです。
繰り下げ請求
受給開始年齢を遅らせて、増額された年金を受けることもできます。

※65歳で受ける年金額を100%として昭和16年4月1日以前生まれの人の率



もしもケガや病気をしたら 障害基礎年金

国民年金加入中に障害者になったときに支給されます。ただし、保険料を初診日前の加入期間のうち%以上納めていることが必要です。

※なお、20歳前に障害者になった人は、20歳から支給されます。

年金額
1級障害 98万1,900円
2級障害 78万5,500円

■子供がある場合は次の額が加算されます。

子の数	加算額
1人目・2人目	各 226,000円
3人目以降	各 75,300円

もし旦那さんが亡くなったら 遺族基金年金

国民年金加入者や老齢基礎年金を受けられる資格のある人が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた子供のある妻や子供に対して、子供が18歳の誕生日の属する年度の年度末まで（障害者は20歳未満）支給されます。ただし、亡くなった人が保険料を死亡日前の加入期間のうち%以上納めていることが必要です。

妻が受ける場合

子の数	加算額
1人目・2人目	各 226,000円
3人目以降	各 75,300円

子供が受ける場合

子の数	加算額
1人目(本人)	加算なし
2人目	226,000円
3人目以降	各 75,300円

年金額 78万5,500円

■子供の数によって左表の額が加算されます。